

1. 議 事 日 程 (4 日 目)

(平成28年那智勝浦町議会第3回定例会)

平成28年9月14日

9時28分 開 議

於 議 場

日程第1	報告第16号	専決処分(那智勝浦町立学校設置条例の一部を改正する条例)した事件の承認について……………	167
日程第2	議案第73号	和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について……………	169
日程第3	議案第74号	那智勝浦町職員の退職管理に関する条例……………	170
日程第4	議案第75号	勝浦地方卸売市場条例……………	174
日程第5	議案第76号	特別会計条例の一部を改正する条例……………	185
日程第6	議案第77号	那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業基金設置条例……………	185
日程第7	議案第78号	平成28年度那智勝浦町一般会計補正予算(第2号)……………	187
日程第8	議案第79号	平成28年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算(第1号)……………	202
日程第9	議案第80号	平成28年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算(第1号)……………	204
日程第10	議案第81号	平成28年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計予算……………	206
日程第11	議案第82号	平成28年度那智勝浦町水道事業会計補正予算(第1号)……………	208
日程第12	議案第83号	平成28年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算(第2号)……………	209
日程第13	議案第84号	教育委員会委員の任命について……………	211
日程第14	議案第85号	教育委員会委員の任命について……………	212

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	荒尾典男	2番	左近誠
3番	下崎弘通	4番	中岩和子
5番	石橋徹央	6番	金嶋弘幸
7番	曾根和仁	8番	引地稔治
9番	亀井二三男	10番	津本・光
11番	森本隆夫	12番	東信介

3. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名(15名)

町長	寺本真一	副町長	植地篤延
教育長	森崇	消防長	峯幸生
参事 (総務課長)	城本和男	教育次長	下康之

会計管理者 田代雅伸
税務課長 久葛章功
福祉課長 塩崎圭祐
建設課長 橋本典幸
総務課主幹 土井和樹

病院事務長 喜田直
住民課長 矢熊義人
観光産業課長 在仲靖二
水道課長 関正行

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長 伊藤善之
事務局主査 青木徳之
事務局主査 足田晋一

~~~~~ ○ ~~~~~

9時28分 開議

〔4番中岩和子議長席に着く〕

○議長（中岩和子君） おはようございます。

ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

先日の那智勝浦冷蔵株式会社経営状況についての7番議員の質疑の新しい冷蔵庫の建設の件で、町長からできる限り早い時期にそれを着工できるような形で今やっているところで、議員に心配されるようなことはないと思いますとの発言がございました。町長など執行部の仕事ぶりを監視するのは議員の重要な役割であります。議員に心配されるようなことはないとの発言に対し真摯に答弁されるようにお願いします。

町長、一言、これについて。ありません。ありませんって、ちょっとそのことについて。心配されるようなことはないという発言がございましたが、その発言についてどのように思っていますか。真摯に答弁していただけますでしょうかということ。

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 休憩

9時47分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 前日の7番議員からの質疑の中で私ができる限り早い時期にそれを着工できるような形で今やっていると議員に心配されるようなことはないと思いますという発言について議会のほうからクレームが出たことに対して私の真意をちょっとここで補足させていただきたいと思います。心配されるようなことはないというのは一言で言ったわけなんですけれども、実際には心配されるようなことのないようにしっかりと現在担当とも頑張るということに訂正させていただきたいと思います。

○議長（中岩和子君） それでは、日程に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 報告第16号 専決処分（那智勝浦町立学校設置条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第1、報告第16号専決処分（那智勝浦町立学校設置条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） 報告第16号専決処分（那智勝浦町立学校設置条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明いたします。

議案書の次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成28年8月29日、専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町立学校設置条例（昭和51年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表、那智勝浦町立色川小学校の項位置の欄及び那智勝浦町立色川中学校の項位置の欄を那智勝浦町大字大野2410番地1に改める。

附則として、この条例は平成28年9月1日から施行するものでございます。

今回の改正は、色川小学校、色川中学校の新校舎が完成し、9月1日から新校舎を使用して授業を行っておりますので、条例中の学校の位置を修正するものです。さらに、番地の枝番の前に「の」が入っていますが、整理のために削除するものです。

資料としまして新旧対照表をつけさせていただいておりますので、新旧対照表で説明させていただきます。

表の右欄が改正前、左欄が改正後となります。表中、下段の色川中学校の位置については、旧校舎の大字大野2730番地の1から新校舎の大字大野2410番地1に改めるものです。あわせて、色川小学校の位置について表示を整理するため大字大野2410番地の1の「の」を削除し、大字大野2410番地1に改めるものです。

色川小学校、色川中学校につきましては、2学期から新校舎を使用することを目標に工事を進めてきており、本来であれば6月議会にて条例改正をお願いすべきでありましたが、外構工事の追加もあり、その使用開始時期の確定が難しく、今回専決処分の承認をお願いしたものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第16号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第73号 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山  
県市町村総合事務組合同規約の変更について

○議長（中岩和子君） 日程第2、議案第73号和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の  
変更及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第73号和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務  
の変更及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更について御説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成29年4月1日から和  
歌山県市町村総合事務組合同規約（昭和34年規約第1号）第3条第1項第1号に規定する常勤の  
職員に対する退職手当の支給に関する事務を紀南環境衛生施設事務組合と共同処理するため、  
和歌山県市町村総合事務組合同規約を次のように変更したいので議会の議決を求める。

次のページをお願いいたします。

和歌山県市町村総合事務組合同規約（昭和34年規約第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務の項中「串本町古座川町衛生施設事務組合」の次  
に「、紀南環境衛生施設事務組合」を加える。

附則、この規約は平成29年4月1日から施行するとなっております。

別表、新旧対照表も御参照願いたいと思います。

別表の第2の第3条第1項第1号の欄につきましては、常勤の職員に対する退職手当の支給  
に関する事務について共同処理をする団体名を記載しており、これに紀南環境衛生施設事務組  
合を追加するものでございます。

今回の改正につきましては、新宮市周辺で組織するし尿、火葬場施設を設置管理しておりま  
す紀南環境衛生施設事務組合より平成29年4月1日から和歌山県市町村総合事務組合が共同処  
理をしております常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理したい旨の申し  
出があり、同日から共同処理をするため、和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更をするもの  
でございます。

以上でございます。どうかよろしく願います。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第73号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第74号 那智勝浦町職員の退職管理に関する条例

○議長（中岩和子君） 日程第3、議案第74号那智勝浦町職員の退職管理に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第74号について御説明申し上げます。

議案の次のページをお願いいたします。

那智勝浦町職員の退職管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

本条例につきましては、地方公務員法第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づきまして本町の職員の退職管理に関し必要な事項を定め、あわせて職員の退職管理の適正を確保するため、その必要なその他の事項を定めるものとするものでございます。

第1条には、趣旨といたしまして、繰り返しとはなりますが、この条例は地方公務員法第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき職員の退職管理に関して必要な事項を定めるものとしております。

この第2条につきましては、再就職者による依頼等の規制についてでございます。

まず、地方公務員法の第38条の2第8項の規定では、地方公共団体は必要があると認めるときは再就職者のうち国家行政組織法に規定する部長または課長の職に相当する職についていた者について契約等事務であって離職した日の5年前の日より前の職務に属する者に関して離職後2年間職務上の行為をするように、またはしないように要求し、または依頼してはならないことを条例により定めることができるとしてございます。この第2条につきましては、これに係るものでございまして、この2条によりまして離職後2年間に契約等の事務であって離職前5年間の職務に関する働きかけが禁止されます。本町では管理職、それから管理職の主幹以上の職員が対象となっております。離職後2年間は在職していた地方公共団体の職員に対して契約等の事務について要求、依頼等の働きができなくなります。

第3条につきましては、任命権者への届け出となっております。地方公務員法の第38条6第

2項では、地方公共団体は第38条の2の規定の円滑な実施を図り、または前項の規定による措置を講ずるために必要と認めるときは条例の定めるところにより職員であった者で条例が定める者が条例で定める法人の役員、その他の地位にあって条例で定める者につこうとする場合、またはついた場合には、離職後条例で定める期間、条例で定める事項を条例で定める者に届けることができるとしてございます。3条はこれに係るものでございまして、これによりまして地方公共団体は元職員による働きかけ、規制の円滑な実施及び退職管理の適正確保に必要と認められる措置を講ずるために元職員に対して再就職情報の届け出を義務づけることとなります。

附則としまして、この条例は平成28年10月1日から施行し、第3条の規定は同条に規定する職員であった者が同日以後に営利企業以外の法人、その他の団体の地位についた場合または営利企業の地位についた場合について適用するとしてございます。

例えばということですが、私が退職をしてどこかの会社に再就職をした場合、届け出がまず必要になりまして、2年間は役場の職員に対して契約等職務に関する働きかけができないということになります。

以上でございます。どうかよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ちょっとお尋ねします。これは地方公務員法の規定によってこういう条例により定めることができるということで定めるわけですが、ちょっとお尋ねしたいのが、これは従事の制限ではないんですね、従事することへの制限ではないんですね。もしそこへ従事して、この第2条と第3条に違反した場合の罰則規定とかというのはあるんでしょうか。その点ちょっとお尋ねします。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 今回、この退職管理に関する条例を定めることによりまして働きかけ等ができなくなります。罰則規定等でございますけれども、特にこれに関して罰則規定等はございません。町の条例に関しまして罰則規定を設けておりますのは、個人情報保護条例とか、そういうところになります。今回は地方公共団体は条例により定めることができるという規定になっておりますので、特にこれについての罰則規定は設けてございません。

以上です。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 済みません、今後10月1日からこれが施行されるわけですが、その主幹以上の職員への周知はどのようにされるのか、ちょっとお尋ねします。この件についてです。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） まだ条例を出させていただいたような状況で、そこまで特に考えには至ってないんですけども、当然条例を施行するに当たりましては周知を考えてござい

ます。退職者の方にはこのようなことを伝えてまいります。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 済みません、今も下崎議員の質問を聞いてて思ったんですが、そしたらこの効用は、罰則規定がなければ、この条例の効用はどういうふうにお考えですか。ただならないだけであれば、何かあったとしても、それに対しての処分はないわけですから、ただ単に注意しなさいよということだけの穏やかな警告になるだけのことじゃないかなと思うんですが、だからあえて出された理由、これの理由をちょっと教えていただきたい。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 今回の退職管理に関する条例を提出の理由でございますけども、地方公務員法第38条の2第8項及び第38条の6の2項によりまして地方公共団体においてはこのような条例を定めることができるということが規定されてございます。これに基づきまして条例を制定させていただいております。規則等で行っているところもありますけども、本町につきましては条例化をして、きちんとかういうことは定まっているということを示させていただきたいということで上程させていただいております。

なお、新宮市と白浜町におきましても条例化をしてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 罰則規定がなければ、ちょっと私は心配なのは、このことがあることによってやらないだろうという前提に立つ、そのことのほうがちょっと心配なんです。だから、いろんな問題が出てきたとしても、逆にこういう条例があるために見逃されてしまうと、恐らくやってないだろうという先の予感が当たってしまってるんですが、やはりこういう条例を設けてそれをしてはならないということであれば、ほかのところもそういうところを参考にして必要な規定は設けるべきじゃないかなと思うんですが、その点についてお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 町の条例に関しましては、本町では個人情報保護条例が罰則規定、厳格な罰則規定を設けておりますけども、ほかの条例につきましては、ほかのもありますけども、特に罰則規定を設けてるところはどちらかというところ少ないというのが現状でございます。やっぱり条例化をしてこういうことはできないという明文化をすることが今回の趣旨でございます。特に罰則規定等は、ほかの市町村見ましても、事例を見ましても特に設けてないということでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） ただやっぱりそういう地位利用とか、そういうことによっていろんなことが起きる可能性は十分あるわけですから、それについてのきちんと対応できる方向は考えて

ほしいなというふうに思います。

○議長（中岩和子君） 答弁いいですね。

12番東君。

○12番（東 信介君） 先ほど津本議員も言われたように、罰則についてはこれ多分地方公務員法違反ということは適用なんですよ、その退職された方というたら。退職やさかならん。だから、こういうことがあったら申告するとかということを一筆入れといたらどうですか。こういう行為が行われた場合、申告するとかということを入れといたら、言うほうも言いにくくなるんちゃうかなと思うんですけど、その辺いかがですかね。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） この本条例のこの3条におきましては、まず退職した者がどっかへ就職する場合には必ず届け出が必要になってまいります。そして、こういうことができないということをきっちり明文化をしておりますので、就職に関してどういう位置のところに再就職をされるか、届け出の義務は3条のほうで規定をされております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 済みません、質問の趣旨が僕もちょっとちゃんとよう説明せなんだんで、要は退職された方が現職の方にあれせえよ、これせえよと言うたらあかんよということでしょう、これは。その方もこれは地方公務員法に違反するということ、地方公務員じゃないものの、退職された方というのは。この条例の中に職員さんが言われるほうが職員さんなんで、言われた方が上司に申告するとかという文言を一つ入れといたら、それ対応できるんやないですかね。そういう趣旨で済みません、最初の質問させていただいたんですけど、その辺いかがですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 私どもの事務の中につきましては、誰々の紹介でもしそういうお話があったとかという場合には、必ずそういうふうな記載をさせていただきますので、当然職員を退職した者からそういう話があったということであれば、当然事務の遂行の中でそういう記録は残しておりますので、議員さんおっしゃる意図はそのようになるかなと思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第74号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第75号 勝浦地方卸売市場条例

○議長（中岩和子君） 日程第4、議案第75号勝浦地方卸売市場条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 議案第75号について御説明いたします。

議案第75号勝浦地方卸売市場条例。

勝浦地方卸売市場条例を別紙のとおり制定する。

平成28年9月9日提出。那智勝浦町長。

この条例につきましては、株式会社地域経済活性化支援機構による勝浦漁協の事業再生計画に基づき、町が現在の勝浦漁業協同組合地方卸売市場の譲渡を受けるため制定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1条は、生鮮水産物等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、町民等の生活の安定と町の基幹産業である水産業の発展に資するため、卸売市場法第2条第4項に規定する地方卸売市場を設置するとしてございます。

第2条は、名称及び位置といたしまして、名称は勝浦地方卸売市場、位置は築地7丁目12番地としてございます。

第3条では取扱品目を水産物類としてございます。

第4条と第5条には開場の期日と時間を定めてございます。

第6条第1項では卸売業者に対する許可、第2項で卸売業者以外に対する許可の規定をしてございます。

第7条第1項では卸売業者に対する使用許可の期限を3年以内と定め、次のページの第2項では卸売業者以外の者に対する期限を1年以内と定めてございます。

第8条には許可を受けた者が法令等、また条例、規則に違反した場合の取り消し処分について定めてございます。

第9条には施設の用途及び原状の変更の禁止について定めてございます。

第10条は使用料の規定でございます。次のページの別表に定めております。

別表の1段目は卸売業者に対する使用料で、卸売金額の1000分の3としております。

2段目は卸売業者以外の者の事務室の使用料といたしまして月額5万円と定めてございます。こちらにつきましては、現在勝浦漁協内にあります和歌山県信用漁業協同組合連合会が使用している部分でございます。

下3段につきましては、それぞれの会議室の使用料でございます。

その下の備考の4には、水産関係機関及び団体については会議室の使用料は無料と定めてございます。

左のページに戻っていただきまして第11条には使用料の減額及び免除について規定してございます。

第12条には買受人について、卸売業者の承諾を受け町長が承認するとしてございます。

第13条には市場の秩序の保持、第14条には市場の損傷等に対する損害賠償について規定してございます。

次のページの第15条は市場の管理運営に関し必要な審議や調査等を行う勝浦地方卸売市場委員会の設置について定めてございます。

第2項に記載の県条例第4条第1項第3号から第7号までというのは、開場の期日及び時間、卸売業務に係る売買取引及び決済の方法、卸売業務の物品に係る品質管理の方法、卸売業務を行う者に関する事項、関係業者に関する事項を示してございます。委員会はこれらの事項について町長に意見を述べることができるとなっております。

委員につきましては、卸売業者、買受人、その他利害関係者、学識経験者から委嘱し、任期は2年となっております。

構成員として予定してございますのは町、県漁連、県、魚商組合、廻船問屋組合等を考えてございます。

第16条は、この条例に定めるほか市場の管理運営に関し必要な事項は町長が別に定めるとしてございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年10月1日から施行いたします。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） 3点ほどお聞きしたいんですけども、この町の基幹産業である水産業の発展に資するということですので、今回この第7条で卸売業者が3年となっておりますね、許可の期限が。買受人のほうは1年以内となっておりますんですけど、これは同じにすることはちょっとできないのかということと、それと2点目ですね、買受人の承認で、県漁連さんが入ってきて、今まで仲買いされて困るような人がおっただめだと思っておりますので、今までの条件を守ってくれてやってくれるのかということですね。それとまた、それですね。3点目なんですけども、15条で卸売市場委員会10人以内になってますけども、町益のことを考えてやってもらえる方が入っているのか、先ほどちょっと課長のほうから説明あったんですけど、その辺ちょっとお聞

きします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

第7条の使用期間の関係でございます。第2項のところの1年以内でございますけれども、こちらのほうは卸売業者以外の業者ということで、現状信漁連ですか、あそこに入っております信漁連の関係で1年更新としたいと考えております。3年以内に同じようにできないかということでございますけれども、その辺は私も地域経済活性化機構のほうとも、そしてまた県漁連のほうとも相談いたしましてこのような1年でいいんじゃないかということで規定はさせていただいております。御理解いただきたいと思います。

そしてまた、12条の買受人の関係でございますが、現状といたしましては、仲買人さんの関係につきましては条件については同じ条件で何ら変わらないということでそのまま続けていただけたらと考えてございます。そしてまた、15条の委員の関係でございますが、先ほど申しました町、県漁連、それから有識者等、今現在選定しているところでございまして、議員おっしゃいますとおり町益を考えてやっていかなければならないのは重々承知してございますので、その辺考えて選定させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） 今回、県漁連さんのほうに運営が任されるわけで、地元の方にとっては大手の方が入って商売がちょっときつくなっていくんじゃないかとかという、そういう不安もありますので、その辺、口頭で大丈夫、大丈夫と言われても、その辺、ちょっと委員会のほう、特別委員会のほうでもちょっと話はあったんですけども、その辺がはっきりしてなかったもので、ほんまに大丈夫なんかということですね。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

ちょっといつだったかは忘れちゃったけども、魚商組合さんのほうにも集まっていたかましてこの件につきましては説明させていただいております。そしてまた、何ら変わらない条件ということで先ほども申しましたとおり行えるということで説明はさせていただいております。口頭だけになってしまって申しわけないんですが、今後の運営につきましては大丈夫だと考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） あと審査委員については、これはいつ、決める、まだ決まってないんですね。これから。その選び方ですね。町長に委嘱するとなってますけれども、その基準ですとか選定方法をちょっと教えていただきたいんですけど。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

現在のところは町と、そしてまた運営者であります県漁連、それから魚商組合、廻船問屋は

当然入るべきものだと考えてございます。現在、選定といたしますか、あとその有識者等の構成をどうしようかということで部内で協議しているところでございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑ございますか。

12番東君。

○12番（東 信介君） この条例の中に町が何らかの担保を有するようなどころはあるんですか、この卸売業者に対して、県漁連ですか、何か物言えるような条例、この中に入ってます、これ。これ読んだら、今まで那智勝浦町としては債務保証もし、水産振興会にお金も出し、物言うてきたと思うんですけど、これ一旦これが決まってしもうたら、県漁連に対して何も物言えんようになるんちゃうん。この項目読んでも、これ、例えば弁護士さんとかに見ていただきました。何か担保とれるような条例を入れていったほうがええと思うんですけど、その辺いかがですか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

この条例に関しましては、弁護士さん等には御相談はいたしてございません。そしてまた、担保ということでございますが、使用期間については3年以内としてございます。そして、この条例にはございませんが、県漁連さん、卸売業者の中にまた別の委員会を設ける予定でございまして、そちらのほうには町も県も入って協議をするということになってございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） ということは、これ那智勝浦町のこの卸売条例は、これ箱物で、実際売買するのは県漁連で、県漁連の中にも委員会があるということですね。この条例の中の委員会も書かれてあるんですけど、先ほど委員会の中の項目は物言えるのは開設時間とか決済の方法とか品質管理の方法で町長に対して物言えるだけで、町長がこれを断れよということは言えませんよね。この項目の中の6条の3項の中に施設の使用許可の中に必要な条件を付すことができるというて書いてあるんですけど、これは卸売業者以外の人のことで、1項が、前2項やなしに前1項も含まれてないということですね、これ。ということは、断れんということやね。今まで例えば外来船誘致やというてお金かけてきたあつたのを全く一切やらなかったら、おまえのところもちゃんとやれよと文句言えんということでしょう。何かの担保をはっきり明記してたほうがええんやないんですか。そうやなかったら物言えんようになるんやないですか。その辺。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

議員おっしゃいますとおり6条の3項につきましては、卸売業者以外の者の施設の使用に関して条件をつけることができるようになってございます。また、この卸売市場の委員会につきましては、先ほども言いましたように卸売業務を行う者に関する事項についても町長に意見を述べるができるようになってございまして、この意見をもってまた町のほうから県漁連の中にある

委員会のほうで申し出はできると考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） その卸売業者の中の委員会で物は言えると思うんですけど、あなたところは失格ですよということまで言えないでしょう、委員会の中で、町長が入ってても。だけど、この中で規定してたら、ちゃんとせんかったらあなたのところは切るんですよと、違う業者、県の卸売条例に合致した業者やったらあなたのとこやなかったもいけますよという強い条文が必要やと思うんですけどね。そうやなかったら、いろいろ町なかから出てきたこんなおかしいんちゃうんという言葉もできんようになってくると思うんですけど、ぜひ一回、3回目などで、一回弁護士さんと相談して何か担保をとれるような条例を検討していただきたいんですけど、その辺いかがですか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

基本的にその卸売業者の認可というのは県の認可になってございまして、町がその卸売業者を決めるということではできないものでございます。そういった中では条例の中でそれを別の業者にするというような規定を設けるといのはちょっと考えにくいのかなあとは思いますが、またいろいろ相談させてもらって、もしできるのであれば規則等で定めることもできますので、その辺は考えていきたいと考えます。

以上です。

○議長（中岩和子君） はい、どうぞ。

東君。

○12番（東 信介君） 県条例の中に卸売条例の中に資力、信用をなくしたやつとか法人の場合でも犯罪を起こしたやつとかという規定ぐらいしかないんですよ。だから、本当にうまくと運営してくれたら何も文句言わんですけど、例えば取り消しの中に和歌山県の卸売条例出てるんやから知事と相談して業者をかえれるとかというような項目でも入ってればちゃんとしなさいよという言葉も実になると思うんですけど、そこまでなかったら、おまえに言われたって関係ないよと言われたら終わりなんで、その辺もうちょっと検討していただきたいんですけど。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

議員おっしゃいますこともよくわかることでございますので、この条例に基づく規則等の中で今後考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに。

○12番（東 信介君） 規則っていうけど規則は違うよね。県の卸売の条例の中の規則やで。自分らでつくる規則とは違うみたいやで。規則っていうのは。

○議長（中岩和子君） 在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 第16条の中の市場の管理運営に関して必要な事項は町長が別に定めるようになってございますので、こちらの中で規則で定めていきたいと思えます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

11番森本君。

○11番（森本隆夫君） 二、三点、ちょっと確認をさせていただきたいと、かように思えます。

市場の開場の期日は従前と何ら変わらないんですね。そこらをもう一遍確認だけさせてください。例えば中央の市場が休日の前日は休みやということで、今のところそういうふうな日程になってあるかと思えます。そのようなことは変わりはないんですね。確認をさせていただきたいと思えます。

それと、先ほどもこの買受人の承認と、こういうことで、この魚商の方々が今度は県漁連と約定せないかんですね。これは従前の今まで漁協と約定してたような条件は全く同じと考えてよろしいのか。それで、以前の魚商の買受人の承諾は新しい申し込み人が魚商のほうへ行って相談にかけて、そして魚商の1次審査を通過して魚商から町のほうへこの人を推薦しますというんか紹介しますというんか、そういうふうな手続であったと思えますけれども、このことについては従前とどのように変わるのか教えていただきたいと思えし、申し込みについて本当にこれでいいのかという方法をもう一回お示し願いたいと、かように思えます。

それと、先ほどもありましたように、8条の卸売業者が法65条第1項の規定による処分を受けたときというのは、これの内容をちょっと教えていただきたい、かように思えます。これは一番大事なことかと思えますので、どういうことでこういう使用停止をできるのか、これを教えていただきたいと思えます。

それと、この地方卸市場の委員会ありますね、設置、これ運営管理委員会というふうな趣旨でやるわけですね、健全な運営をするための委員会という委員会でしょう。そのときに卸売業者、県漁連ですね、ほいで仲買にはこの魚商を、そしてその他の利害関係者で廻船問屋と、こういうふうな今課長が申し上げてくれた、それ以外に学識経験者というのは今検討しておるといふことでありますけれども、これは全くうちの外部の人が選任されるわけですか、1回お伺いしたいと思えます。

それと、7条の第2項の、これについて、買受人の使用の手続と違うんですか。信漁連と今課長が言うてましたけども、そしたら買受人の許可の期間というのはどのように定められるんですか。これはここでなしに県漁連との間でやるわけですか。そこらをもう一遍確認させていただきたいと、かように思えます。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

お尋ねの開場の期日でございますが、議員おっしゃられますとおり現状と何ら変わるものではないと思えます。

そして、第12条の買受人の関係でございますが、第2条に記載のとおり、卸売業者の取引承

諾を受け、かつ町長の承認を受けなければならないということで、今回の卸売業者、県漁連さんのほうとの契約、そちらをもって町長の承認を受けていただければ、それで事足りるということでございます。

そして、第8条の卸売業者の法65条第1項の規定による処分ということでございますが、65条の1項につきましては、都道府県知事は開設者または卸売業者が第57条第1項第1号に規定する者に該当するに至ったときと申しますのは、法律の規定により罰金以上の刑に処せられたことを示してございます。このようなものに至ったときは、またはこの業務を行うに必要な資力、信用を有しなくなったと認めるときはこれを取り消すというような条文でございます。

それから、7条の2項の関係でございますが、こちらは信漁連の関係の1年以内となつてございまして、買受人の許可の期間というのは特段この条例では定めてございません。卸売業者との契約になってこようかと思えます。

そして、委員会の委員につきましては、先ほども申しましたとおり利害関係者及び学識経験者のある者の町長が委嘱する者については現在検討しているところでございまして、当然外部の者から入るのではないのかなあとは考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 11番森本君。

○11番（森本隆夫君） この買受人の承認やけども、そしたら例えば新規にこの買い受けの希望を出したときに、県漁連でオーケーしてもらって県漁連が町長の承諾得てもうたら通るわけですね。それはもう少し従前と同じように魚商の意見も、買受人の意見も聞いてあげてくれなあかんと思えますわ。例えばこの今の魚商の何というか、その大手が申請してきた場合に、県漁連やったら受けやんわけにいかんでしょ。それが一番困るんですよ。そして、うちの市場は価格的にも水揚げについても処分についても一度だって間違うたことがないんです。よう買わなんだとか、よう競りせなんだとかということはないんですわ。ですから、そこらをもう少し魚商の努力を買っていただいて、新しい新規のところをそういうときになってきたときにどこがセーブしていくかというたら、どこもないんですよ。県漁連が認めてくれたら町長諮問来たら、もう町長はせざるを得んでしょ。そこが一番怖いところなんですよ。

それとほいでもう一つ、もう一遍確認させてください。県漁連と仲買人との契約を新たにやり直すわけですね、11月1日から、やり直すわけですね。全く前の条件と変わりはないんですね。例えば今度あんたの取引はこんだけです、担保が少ないですよと、担保をもう少し補充してくださいとか、そういう条件、いろんな条件が出てきて、うちの50社の店舗が困るようなことのないようにしてほしいと、このように思うけど、そこらの心配はないと言えますか。

それと、この卸売市場の市場の委員会ありますね。これは町長が委嘱するわけですけども、本当に利害関係者、知識経験者、ここの選任が本当に僕は大事だと思います。廻船問屋も大事やし仲買人も大事やし、そりゃよくわかりますけども、そやけどもう一つ第三者の目から見て我々の町民の代表として知識経験者をに入れていただいた、入れていただかなければならないと思うんで、そこらをもう少し慎重にやっていただきたい。そして、健全な運営の管理をして

いただきたいと、かように思いますので、数字というのは僕らよう見やんから、そやから本当に数字に強い人も含めてやらないかんとと思いますので。

ほいで、もう一遍繰り返しますけど、この買受人の承認というのは、魚商の方々が皆さん課長の話だと説明をして理解をいただいたよと、こういうふうな話でありますけども、これはみんな心配していることはたくさん出てきたんじゃないですか、そのときに。そういうことの手配は全部排除できましたか。そこらのあたりもきちっと整理してもらわんと、これからの運営について、もう来月から契約に入らないかんのですね。ですから、そこらの心配をできるだけないように、買受人が心配せんでも従来どおりの取引ができるようにしてあげていただきたい、かように思います。もう一度答弁いただきます。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、こちらの買受人の承認につきましては、条例上はおっしゃいますとおり卸売業者の承諾を受けて町長の承認を得れば事足りるということでございます。議員おっしゃいますような大手の業者が入ってくるというふうな懸念、確かにそれは私も思いますけども、その辺につきましては町の承認の時点でいろんな方々に相談させていただいて承認していくしかないのかなあとは考えてございます。

そしてまた、この委員会のメンバーにつきましても、議員おっしゃいますとおりその意向を十分受けまして考えていきたいと思っております。

そして、魚商の関係の卸売業者との契約でございますが、何ら変わらないということで説明もさせてもらい、その点については御承諾いただいておりますので、大丈夫だと思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えいたします。

11番議員の懸念事項というのは、もう重々に我々も理解しておるところでございます。この条例に従って町長の権限の範囲においては十分そういうことを考慮しながら執行していくのが管理者と思っております。あと運営委員会についても、当然それに近い精通したような方があれば、そういう人を選任してアドバイスなり受けられるような委員会にしていければと考えております。

〔11番森本隆夫君「終わります」と呼ぶ〕

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） 済みません、この条例なんですけど、ここの議会でこの条例を認めると。

ほんで、1年、2年やってみたと、この条例ですよ。そのときに、あっ、この条例、ここの

ところちょっと問題やなというときは、議員が条例改正案を出せてここの議会でできるんですよ。それだけちょっと済みません。できるやろな、条例改正。

○議長（中岩和子君） 議員提案でね。

○8番（引地稔治君） できますね。

○議長（中岩和子君） 議員提案でね。

○8番（引地稔治君） ありがとうございます。

○議長（中岩和子君） ほか。よろしいですか。

ほかに。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ちょっと1点、使用料の関係、ちょっとお尋ねします。その別表の使用料の説明の中で事務室の使用料5万円、1カ月5万円ということで説明があつて、信漁連、信用漁業連合会ですか、あそこが今現在対象になってるということなんですけども、この10月1日以降、この事務室、県漁連、また別の事務室使いますよね、それでここの沿岸の新しい漁協、そこの事務室と、それはどういう扱いになるのかお尋ねします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

県漁連、卸売業者につきましては、この6条1項の許可による使用料ということで、この1000分の3に相当する額で全ての使用料ということになってございますので、当然事務室のほうも含まれるものでございます。

そしてまた、新しい沿岸の紀州勝浦漁業協同組合の事務室ということでございますが、こちらのほうは事務のほうが県漁連さんと委託契約ということで、直接事務室を借りるということはないと思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ちょっと今の答弁の確認ですけども、この第6条第1項の市場の施設及び共用会議室を使用する卸売業者はあらかじめ町長の許可を受けなければならないと、許可を受けるわけですけども、その時点でこの施設の使用は免除ということなんです。この卸売金額の1000分の3は使用料もらうけども、その施設の使用については対象じゃないということなんですかね。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

免除ということではなくて、この卸売業の許可を受けた者については市場の使用料を1000分の3に定めてございまして、その他の者の使用料について10条の別表の2段目以降で定められているものでございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ちょっとしつこいようですけど、この第6条第1項の許可を受けた者はこの別表のこの第6条第1項の許可による使用料ということで、もうこれだけということなんです。この卸売金額の1000分の3に相当する金額だけであって、施設の関係については何も入らないと、含まないということですね。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 市場の使用料でございますので、市場全体の施設も含めた使用料になってきますので、特段別に定めるものではございません。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑ございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 済みません。そしたら、今の使用料の件でいきますと、例えば事務室の使用料は例えば沿岸関係の組合のほうが漁業組合のほうがするとなれば、そこから月5万円をいただくということになるのかなということちょっとお聞きしたいのと、もう一つは市場秩序の保持等で13条があります。1、2とあるんですが、ここのところを見ると、ちょっと運営権の問題も市場の運営をするに当たっての問題もここには入ってくると思うんで、こうなってきたら、ちょっと県漁連のほうのこういう条例がないとちょっと判断をしにくいという部分も感じられます。といいますのも、今までの市場運営の中では私はもういろいろ耳にします、いろんなことを。そういったときは、それは運営に絡むこともあります。そうしますと、町長は市場の保持を得るために必要な、これ認めるときは入場者に退去を命じると、こうなってますね。そのところの中に販売のいろいろな問題で出てきたときにそういったことが県漁連のほうでどうなってるのかということがなかったらちょっとここのところ判断しにくいんじゃないかなというふうに思う部分があるんです。ちょっと資料提供でもしのであれば県漁連のほうでそういうのが出てるのがあればぜひお願いをしたいと。ちょっとここのところは販売の運営権の問題も出てくるんじゃないかなと思うんで、そこらのちょっと判断が非常に難しいなと。そして、最後にそういう意味でちょっと販売の運営の件に関することも出てくるのであれば、やはり先ほどから言われてるように第15条の委員の中には経営でスタンスを持った方も必要になってくるんじゃないかというふうに思われてきますので、ちょっとそこらは検討いただきたいというふうに思います。ちょっと済みません、そこから県との関係で13条のところはどうなのか。

それから、その委員の件でそういったことも検討の課題に入れていただきたいというふうに思います。

○議長（中岩和子君） ちょっと休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時53分 休憩

11時12分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

議員おっしゃいます第13条1は秩序の保持等でございます。こちらについては卸売業者、買受人、その他市場へ入場する者の秩序を乱した者については第2項のほうで町長が退去を命じることができるとなっております。卸売業者につきましては、先ほども答弁させてもらったとおり、許認可のほうは県でやってございます。卸売業者が秩序を乱した場合については県のほうに町から申し出るというような格好になろうかと思えます。また、買受人等につきましては卸売業務規程のほうで規定がございまして、こちらのほうで町長はこちらについては許可を取り消すことができるとなっております。

そして、委員会につきましては、議員おっしゃいますとおり、またその他の議員さんからもおっしゃられたとおり十分考えて選んでいきたいと考えてございますので、御理解いただきたいと思えます。

そしてまた、事務室の使用料でございますが、もし仮に新しい沿岸の勝浦漁協さんが事務室を借りたいということであれば、この第2番目の月額5万円に当たってこようかとは思いますが、その部屋の大きさ等々でまた検討していかなければならないのかなあとは考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 先ほどちょっと観光課の産業課の方とも話をしたんですが、ここの部分は運営権の問題になりますんで、信用を失墜する行為となった場合にはかなり幅が広い、だからそのためにはきちんと対応できることにしていこうと思えば、これに介入していきますと、例えば販売権は県のほうに持っているわけですから、だからもし下手な対応すれば、これは越権行為やということでも向こうからも突かれてきます。そういうことにならないためにも、さっき言うた業務規程があるんであれば、買受人の、業務規程があるんであれば、そういったこともきちんと明記をして考えないかんだらうということを先ほどお話をさせていただきました。特に信用を失墜する行為になりますと、船をこちら勝浦に行くかという判断をするときは、いろんな皆さん無線でやりますから、そういうときにいろんなことが、情報が、変な情報が流れたときには大変なことになってきます。そういう意味では信用を失墜する行為というのは不正の問題等も含めて幅広い範囲に入りますので、ぜひそこら等は県のほうの条例としっかり見合わせしながらやらなければならないと思えます。

第2の「町長は」のところで、この必要な措置をとることができる、これね、町の担保として僕はできるのだったらええと思うんですよ、町の担保として。そやから、何かあったときには町が単独でばんとこうしてできますよということがあればええと思うんですが、これはこの前の文書であつたら多分県のほうの条例がはっきりしなければ越権行為になってくると思いますが、販売に関しますから。そやから、そこらはちょっと県のほうのとしっかり見合わせをしな

がら。だから、先ほどそういう意味で県の条例が私たちにも参考として欲しいというのはそういうことであって、県の運営の条例とあわせてそこらはしっかり見て対応していただきたい。それで、不必要な足らない部分については、ちょっとこれ入れといたほうがいいのは、できたら専門家とも相談、先ほど東議員も言いましたが、専門家とも相談して、それで附則のところに入れていただくというようなことで今後検討していただければと思います。ちょっと県の条例に基づきという項目も項もありませんので、この中に、それで県の条例が僕は必要だと思ったんですが、それは手元にありませんので、そういったことも含めて、資料提供をまたぜひ県のほうのやつについてお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

和歌山県の卸売市場の条例等々、また後日お渡しさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そしてまた、県に対する越権行為等々のお話でございますが、この条例につきましても関係団体、そしてもちろん県も交えまして十分検討した上での上程になってございますので、その辺は大丈夫かなあと考えてございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第75号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第76号 特別会計条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第77号 那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業基金設置条例

○議長（中岩和子君） 日程第5、議案第76号特別会計条例の一部を改正する条例及び日程第6、議案第77号那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業基金設置条例を一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第76号特別会計条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

特別会計条例の一部を改正する条例。

特別会計条例（昭和39年条例第15号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年9月9日提出。那智勝浦町長。

次のページをお願いいたします。

新旧対照表も同時にごらんをいただきたいと思います。

第1条第2項中の「後期高齢者医療事業」の次に「勝浦地方卸売市場事業」を加える。

この条例改正につきましては、先ほど観光産業課長から御説明させていただいたとおり、本町の主産業であるマグロを取り扱う勝浦地方卸売市場を設置いたします。このため地方自治法第209条第2項の規定に基づきまして新たに特別会計として勝浦地方卸売市場事業を加えるものであります。

附則といたしまして、この条例は平成28年10月1日から施行するというものでございます。

続きまして、議案第77号那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業基金設置条例について御説明を申し上げます。

那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業基金設置条例を別紙のとおり制定する。

平成28年9月9日提出。那智勝浦町長でございます。

次のページをごらんいただきます。

本町の主産業でありますマグロ市場、勝浦地方卸売市場の特別会計の設置に伴いまして同施設の整備に要する費用の財源に充てるため那智勝浦町勝浦卸売市場事業基金を設置するものでございます。各条文につきましては、他の基金設置条例と同様となっております。

附則といたしまして、この条例は平成28年10月1日から施行するというものでございます。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 議案第76号及び議案第77号について一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第76号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第76号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

議案第77号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第77号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開13時。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時22分 休憩

12時57分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第78号 平成28年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号）

○議長（中岩和子君） 日程第7、議案第78号平成28年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号）

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第78号平成28年度那智勝浦町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,627万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億238万3,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正です。歳入ですが、款10の地方交付税から款21の町債まで歳入合計で補正前の額89億5,610万8,000円、補正額1億4,627万5,000円、計91億238万3,000円となっております。

3ページをお願いいたします。

歳出ですが、款1の議会費から5ページ款10の災害復旧費まで、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

6ページをお願いします。

6ページ、第2表地方債補正です。起債の目的欄、臨時財政対策債から過年補助災害復旧事業を補正、計、補正前の限度額計18億6,256万5,000円に210万1,000円を減額し、補正後の限度額を18億6,046万4,000円とするものでございます。

7ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1、総括として、このページの歳入、次の8ページの歳出についてそれぞれ1億4,627万5,000円の増額をお願いをしております。

8ページ、歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金が1,660万円、地方債が790万円、その他197万8,000円、一般財源としまして1億1,979万7,000円となっております。

9ページをお願いいたします。

2、歳入です。

款10地方交付税、目1地方交付税につきましては、補正額1億2,979万8,000円を追加し、計は30億1,260万8,000円となっております。

11ページをお願いします。

款15県支出金、目1の総務費補助金の節3サイクルステーション配置物品購入補助金2万4,000円につきましては、事業費の2分の1の補助金の受け入れをお願いするものでございます。

12ページをお願いします。

款21町債の目8臨時財政対策債と目10災害復旧債の説明欄記載の事業につきまして210万1,000円の減額の補正をお願いするものでございます。臨時財政対策債は起債額の確定によるものとなっております。

13ページをお願いします。

3、歳出です。

各科目の人件費の補正でございますが、款1議会費、目1議会費では節3職員手当等、節4の共済費が減額となっております。このように人件費に係る節2の給与、節3の職員手当等、節4の共済費につきまして33ページの款9の教育費、目1の社会教育総務費までそれぞれの科目で人件費の補正をさせていただいております。当初予算におきまして人件費を予算計上しておりますが、人事異動により過不足が生じてまいります。その分の人件費の調整を今回の補正でお願いをしております。一般会計、そしてまた特別会計を含めると人件費の総額にはほぼ変わりがございます。

14ページをお願いします。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費の節1 報酬28万4,000円につきましては、説明欄記載のとおり公文書開示審査会委員報酬と政治倫理審査会委員報酬に係る補正でございます。節2 給料から節4の共済費につきましては、先ほど申しあげました人件費の調整となっております。一般管理費では減額となっております。

目3 財産管理費の節11修繕料56万4,000円につきましては、御迷惑をおかけしております役場本庁の玄関、屋根の雨漏れの修繕費を補正するものでございます。節14使用料及び賃借料36万円につきましては、職員駐車場用地の使用料で新病院の建設に当たりまして消防署職員の駐車場用地を確保するため国道付近甫子浦の用地を所有者の方から借り上げるものでございます。

目7 企画費、節11需用費、消耗品費4,000円は空気入れを、節18の備品購入費4万6,000円はサイクルステーション備品としてバイクラック、修理工具を購入するものでございます。また、節19負担金、補助及び交付金は区民会館等の補修を行っております地域活性化対策事業費補助金37万3,000円につきましては、当初予算をお願いをしております協仲会館につきまして事業の執行段階で新たな修繕が必要な場所が発覚をしたため22万4,000円を追加で補正をお願いするものと、また新規に高津気の区民会館の床の張りかえ14万9,000円をお願いするものでございます。

30ページをお願いします。

30ページ、款8 消防費、目5 災害対策費で26万4,000円の補正をお願いしております。節11 需用費、修繕料は26万4,000円で、防災行政無線の修繕料、落雷のため故障をいたしました下里天満地区の屋外拡声装置故障のため修繕をお願いするものでございます。

35ページに補正予算、給与費明細書をつけさせていただいております。

総務課の関係は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

歳入の関係でございます。

款14 国庫支出金、項2 国庫補助金、目2 民生費国庫補助金、節区分5 地域介護・福祉空間整備推進交付金92万7,000円につきましては、説明欄記載の介護ロボット等導入支援事業特例交付金として受け入れるものでございます。平成28年6月7日付で厚生労働省より内示があり、今回補正をお願いするものでございます。

17ページをお願いいたします。

歳出の関係でございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、節区分19 負担金、補助及び交付金、補正額92万7,000円の増額につきましては、介護ロボット等導入支援事業補助金として事業所に交付する補助金でございます。全額国庫負担金として受け入れたものでございます。この事業は介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットの導入促進事業に係るものでございます。2月

に町内事業所に導入希望の照会をしたところ1事業所でございました。導入予定機器につきましては、介護従事者の腰の部分へ装着して腰の部分の負担の軽減するアシストロボットを2台購入予定とのことでございます。内示が6月7日にあり、今回補正をお願いするものでございます。

続きまして、目3老人福祉費、節区分28繰出金、補正額2,254万4,000円の増額につきましては介護保険事業費特別会計への繰出金でございます。内容につきましては、人事異動に伴う人件費の増、国庫支出金返納金、県支出金返納金等によるものでございます。

19ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、節区分3職員手当等の説明欄にございます超勤手当194万円につきましては保育士に係る超過勤務手当でございます。6月に労働基準監督署の調査があり、超勤手当の不払いの指摘を受け、正職員、臨時職員も4月にさかのぼり未払い分の精算と今後の適切な支払いを指導、勧告されたところでございます。4月から6月の超勤手当につきましてはお認めいただいております28年度当初予算で対応しておりますが、それ以降の対応に係る分について今回増額の補正をお願いするものでございます。節区分11需用費75万1,000円の増額は修繕料でございます。各保育所設置の遊具の修繕費用として15万1,000円、勝浦認定こども園の厨房等の修繕に60万円をお願いするものでございます。遊具の修繕につきましては、今回点検の結果、予定以上に修繕が必要な箇所が多かったためお願いするものでございます。また、勝浦認定こども園の厨房等の修繕につきましては、電気配線の容量増加対応工事、換気扇等の取りかえ等に係るものでございます。節区分18備品購入費137万8,000円は、保育所用備品購入費として勝浦認定こども園に食器洗浄機を設置するものでございます。宇久井、下里と児童数の多いところは既に設置いたしておりますが、勝浦認定こども園につきましては設置できておりませんでしたので、今回お願いするものでございます。節区分23償還金利子及び割引料、補正額371万5,000円は、国庫支出金は平成27年度分の子ども・子育て支援交付金の返還金185万6,000円と平成27年度子育て世帯臨時特例給付金事務費補助金の返還金3,000円で、県支出金185万6,000円は国庫と同じく平成27年度分の子ども・子育て支援交付金の返還金を返還するものでございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 観光産業課の関係について御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款12分担金及び負担金、項1分担金、目2農林水産業費分担金、節2小規模土地改良事業費分担金の130万5,000円につきましては、説明欄記載の2つの事業に係る分担金でございます。小阪鳥獣害防護柵整備事業につきましては、住民参加型直営施行事業で補助率が優遇されているため分担金は事業費の25%となっております。庄排水路改修事業につきましては事業費の35%の分担金となっております。

11ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節4小規模土地改良事業費補助金の169万円につきましては、説明欄記載の2つの事業の補助金で、小阪鳥獣害防護柵整備事業につきましては先ほど申し上げましたとおり補助率が優遇されておりますので事業費の50%、庄排水路改修事業につきましては事業費の30%の補助となっております。節16海岸漂着物地域対策推進事業委託補助金につきましては事業費の10分の9を受け入れるものでございます。

23ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目6小規模土地改良事業費、節13委託料の200万円と節15工事請負費の230万円につきましては説明欄記載の工事等に係るものでございます。

観光産業課関係資料をおつけしておりますので、そちらをごらんください。

1枚目は小阪地内の鳥獣害防護柵の断面図と平面図でございます。上部部分が電気柵になっている防護柵を平面図の赤線の部分800メートルに設置するものでございます。

2枚目をお願いいたします。

2枚目は庄排水路の断面図と平面図でございます。この排水路につきましては、冠水時などに土手が崩れるなど区が管理に苦慮しているところで、これを改修するものでございます。この2件につきましては県に要望していたところ、補助がつきましたので、今回補正をお願いするものでございます。

議案書24ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項3水産業費、目1水産業総務費、節13委託料の200万円につきましては、海岸漂着物回収処理事業委託で、海岸の流木等の処理を重点区域において実施するもので、前年度に引き続きお願いするものでございます。今回補助内示がございましたので、補正をお願いするものでございます。

26ページをお願いいたします。

款6商工費、項2観光費、目1観光総務費、節19負担金、補助及び交付金の町観光協会補助金354万円につきましては、那智大社御創建1700年及び青岸渡寺西国三十三所草創1300年を観光資源としてPRするための補助金でございます。内容につきましては、ポスター作成及びJR駅舎、サービスエリアなどの掲載料、そしてテレビの露出を利用したものでございます。これらを本年中に周知を図っていくものでございます。那智大社御創建1700年及び青岸渡寺西国三十三所草創1300年記念事業の実行委員会が8月に発足してございます。構成団体は町、那智大社、青岸渡寺、観光協会、JR等の関係団体15団体でございます。事務局を観光協会に置いておりますので、観光協会補助金として計上させていただいてございます。

その下の熊野灘捕鯨文化継承協議会負担金5万円につきましては、熊野灘沿岸で行われてきた捕鯨文化に関することが本年度日本遺産に認定され、これに伴いまして協議会が発足してございます。構成団体は、県、那智勝浦町、新宮市、串本町、太地町と4市町村内の観光協会、保存会など24団体で、負担金につきましては県200万円と4市町村が5万円でございます。協

議会では日本遺産を活用した広域の新たな観光ルートの形成や情報発信、日本遺産ガイドの育成、ウォークイベントの開催などを実施していく予定となっております。

目2観光振興費、節13委託料の91万8,000円につきましては、27年度で制作いたしました那智勝浦町のプロモーションビデオについて英語、中国語でのナレーションの編集などを委託してインバウンド対応とするものでございます。

観光産業課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

10ページをお願いします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目5土木費国庫補助金、補正額84万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分1社会資本整備総合交付金でございます。説明欄記載の通学路交通安全事業の国費の受け入れでございます。補助率は60%でございます。

続きまして、目8災害復旧費国庫補助金、補正額333万5,000円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分1土木災害復旧費補助金でございます。説明欄記載の井谷1号線道路災害復旧事業の国費の受け入れでございます。補助率は3分の2、66.7%でございます。

14ページをお願いします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目9地籍調査費、補正額52万9,000円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分11需用費でございます。説明欄記載の消耗品費、くい及びアルミプレート等でございます。

27ページをお願いします。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、補正額43万7,000円の減額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分15工事請負費140万円でございます。説明欄記載の通学路区画線整備工事、白線工事でございます。

続きまして、目2大谷地区残土処理場整備事業費、補正額500万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。説明欄記載の大谷地区残土処理場整備工事、立木等伐採工事1万平方メートルでございます。

28ページをお願いします。

項2道路橋梁費、目1道路維持費、補正額1,023万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分11需用費73万円でございます。説明欄記載の修繕料、災害街路新設及び木柱撤去費でございます。節区分15工事請負費950万円でございます。説明欄記載の町道維持修繕工事、側溝改修及び舗装等の維持修繕でございます。

続きまして、目2道路新設改良費、補正額1,563万6,000円の増額をお願いするものでござい

ます。内訳につきましては、節区分15工事請負費1,400万円でございます。説明欄記載の二河市屋線、中村6号線、須崎12号線の道路改良及び浦神東地区海岸線舗装工事でございます。節区分17公有財産購入費172万5,000円につきましては須崎12号線の用地買収でございます。宅地75平方メートル、22.7坪、平方メートル当たり単価2万3,000円、坪当たり単価7万6,000円でございます。

続きまして、29ページをお願いします。

項3河川費、目1河川改良費、補正額1,767万9,000円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分15工事請負費1,110万円でございます。説明欄記載の江川樋門、荒堀川、朝日排水路工事でございます。

続きまして、節区分19負担金、補助及び交付金660万円につきましては、説明欄記載の県事業負担金でございます。桜ヶ丘、下和田、勝浦、中里及び二河地内の急傾斜工事でございます。

34ページをお願いします。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1町単独土木施設災害復旧費、補正額1,000万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。説明欄記載の土木施設災害復旧工事、小匠ダム上流の小匠高野線、浦神地区の浦神久司坂線、甫子浦線、那智山地区の御幸道線、狗子ノ川の5件分の災害復旧工事でございます。6月、7月に発生した災害復旧工事でございます。

続きまして、目2公共土木施設災害復旧費、補正額1,150万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分13委託料150万円でございます。説明欄記載の井谷1号線道路災害復旧工事設計業務委託でございます。節区分15工事請負費1,000万円でございます。説明欄記載の井谷1号線道路災害復旧工事でございます。

お手元に配付させていただいてます資料の1枚目をごらんください。

本工事は平成26年度で山林斜面の亀裂が確認され、その後経過調査を行い、平成27年9月に災害査定を受け道路災害が確定いたしました。平成27年10月に入札を行い、臨時会により契約の承認をいただいています。契約額は6,188万4,000円、請負業者は大和建设株式会社でございます。明許繰り越しの承認を受け現在工事中でございます。地すべり対策工事は全て完了しましたが、井谷1号線の町道の路側擁壁工事で当初は岩着を予定していましたが、岩が露出しましたので、工法を変更して安定計算により構造物を大きくして施工する予定でございます。赤の着色部分でございます。

2枚目の資料をごらんください。

ブルーシートと大型土のうの部分に変更して施工する部分でございます。補助対象部分で500万円、補助対象外で500万円でございます。

建設課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 消防長峯君。

○消防長（峯 幸生君） 消防関係について御説明申し上げます。

12ページをお願いします。

歳入でございます。

款20諸収入、項4雑入、目1雑入、節区分1雑入、67万3,000円の増額につきましては、消防団員安全装備品整備等助成金として消防団員等公務災害補償等共済基金から受け入れるものです。これは一般財源で消防団員の安全装備品である救助用半長靴120足を購入する予定で予算化しておりましたが、新たな助成金制度が設けられ申請をしたところ助成が決定したため受け入れるものでございます。

30ページをお願いします。

歳出でございます。

款8消防費、項1消防費、目2非常備消防費の財源内訳について、歳入で御説明させていただきました雑入の増額に伴いまして同額の67万3,000円を一般財源から特定財源に財源内訳を変更するものです。

消防関係については以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） 教育委員会の関係につきまして御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目7教育費国庫補助金、節3学校施設環境改善交付金、補正額548万5,000円につきましては、色川小中学校統合施設整備事業に係る交付金の交付決定により当初予算との差額を補正するものでございます。

11ページをお願いいたします。

款15県支出金、項3委託金、目2教育費委託金、節3実践的安全教育総合支援事業委託金、補正額99万9,000円は、和歌山大学教授や防災士を講師に防災教育を行う事業に対する10分の10の県委託金です。節4訪問型家庭教育支援事業委託金、補正額150万円は、不登校や虐待などを防止するための訪問型家庭教育支援事業に対する10分の10の県委託金です。

31ページをお願いいたします。

31ページ、歳出でございます。

款9教育費、項1教育総務費、目3教育諸費、節7賃金、補正額37万5,000円の減額につきましては、当初予算で家庭訪問相談員賃金をお認めいただいておりますが、10分の10の県委託事業がございましたので、そちらに変更するため全額減額するものです。節8報償費から節14材料及び賃借料は、大学教授や防災士を活用した防災教育事業と訪問型家庭教育支援事業の2つの事業の事業費であります。いずれも10分の10の県委託事業です。

事業の内容につきまして説明させていただきます。

防災教育事業は、和歌山大学防災教育研究センターの教授を講師に町内小・中学生を対象として防災リーダー養成講座を開催します。また、防災士等を講師に各小・中学校を訪問し、防災に関する講話やワークショップ形式での指導を行います。訪問型家庭教育支援事業は、不登

校や虐待の防止のために教員OB、保育士OBなど経験豊富な地域の人材を活用し支援を必要とする家庭を直接訪問しての相談活動や不登校児童・生徒の学習支援を行います。幅広く情報を集め共有していくため、教育委員会、学校、福祉課、保育所等が連携し事業を進めていく予定であります。

款8報償費146万円のうち講師謝礼56万円は、主に防災教育関係の講師、アドバイザーへの謝金です。家庭教育支援員謝礼90万円は、訪問型支援を行う教育支援員の報償です。節9旅費52万8,000円は、防災アドバイザーの派遣旅費と教育支援員の研修旅費です。節11需用費48万円のうち消耗品費27万3,000円は防災リーダー養成講座等の消耗品です。印刷製本費20万円は事業広報用のパンフレット等印刷代となっております。

32ページをお願いします。

項2小学校費、目3色川小中学校統合施設整備事業費、節15工事請負費3,445万6,000円は、旧色川中学校の解体撤去工事費です。これまで中学校の解体撤去工事費としましては約2,700万円が必要であるというふうに説明をしてきましたが、今回約750万円の増加をお願いします。これは解体設計をしたところ、学校内に縦、横、奥行きそれぞれが約1メートルの焼却炉がありまして、これを処分するにはダイオキシン対策が必要とのことで、現在炉内の灰のダイオキシン濃度をサンプル検査中です。濃度がわかれば処分費が算定できますが、現状ではダイオキシン濃度が高い同規模の焼却炉処分事例を参考に処分費を756万円として予算計上しております。ほかに校舎撤去跡への碎石やグラウンドへの渋土の敷き込みで222万円、テニスコートの支柱やコートの復旧で32万円を見込んでおります。これらを除きますと解体撤去費としましては2,435万6,000円となり、平米単価が約2万2,300円となります。今後のダイオキシン濃度の検査結果により減額となる可能性があります。予定外の経費が必要となり、申しわけございません。

33ページをお願いいたします。

項4社会教育費、目4文化財保護費、節13委託料6万5,000円につきましては、文化庁の補助を受けた公益財団法人日本青少年文化センターが企画する生徒数が少なく地域的に交通が不便で芸術鑑賞の機会が少ない学校で芸術に直接触れてもらうという企画に下里小学校が応募したところ、このほど内定通知が来たことで町負担分を補正していただくものでございます。総事業費としまして26万円かかりますが、国が2分の1、県と町が4分の1を負担し日本青少年文化センターに委託するものでございます。下里小学校体育館で三味線コンサートを鑑賞する予定です。

教育委員会の関係につきましては以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 2点ほど。

ページ26の、ごめんなさいね、ごめんなさい、まず24ページ、項3の水産業費の目1、それ

から節13の委託料で海岸漂着物回収処理事業委託ですが、いつも言いますが、那智の浜の漂流物の汚れですね、これをこういったものでは活用できないのか、先ほどの質問では県の事業だということでありましたが、結局年間というてもその漂着物の整理はほとんど撤去はされておりません。県とのそういうパイプがないのか、そこらをちょっとお聞きしたい。もしなければ、町でも独自で考えないかんのちゃうかということで、ここらのところで同じ事業としてはできないものなのかということ。

それから2つ目は、26ページの商工費、項2の観光費のところ、19負担金、補助金及び交付金、8月に発足したということだからかなり遅いなと思いますが、もうちょっと僕はもっといろんな意味でかけていかないかんとは思いますが、ただこれ途中で出されましたからわかりませんが、これ初年度に、28年度会計予算で出されてましたら1,000万円ぐらいの増額になるんですよ、観光協会費だけで。そやから、そこらのところをもうちょっとしっかり丁寧に対応すべきだと思うし、もっと早く予算化をせないかんと思うんですが、これも含めると1,000万円近い九百万円何ぼだったと思います、計算したら、の増額になります。この必要なものをやっていかないかんわけですが、ちょっとこの中身のほうでポスター作成とかどのぐらいかかるのかというのがちょっとわかりませんので、そういうことでちょっともう少し説明なければまた資料等で提供していただきたい。

それから3つ目ですが、ページ31の教育関係費ですが、ちょっとお聞きしたいんですが、教育諸費の中で報償費、この中に家庭教育支援員の謝礼とあるんですが、最近いろんな大変な子供が多い中でいろいろ気苦労があると思われそうですが、何名ほど家庭教育支援職員を配置されているのか、それにちょっと具体的にこの年間通してこういう方への支援がどのぐらい必要なのかというようなことわかれば教えてください。

以上です。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

まず、24ページの海岸漂着物回収処理事業委託でございますが、こちらのほうは本年度那智の浜、それから弁天島、お蛇浦遊歩道の漂流物について回収をする予定としてございます。海岸のお金につきましては県でございますが、海岸の漂着物を処理することはこの事業で可能となっておりますので、那智の浜も視野に入れてやっていきたいと考えてございます。

そして、26ページの町観光協会補助金の関係でございますが、こちらについてはポスター作成とテレビの露出ということで、ポスター作成と、それから各サービスエリアの掲載、そしてまたJRの掲載料、これ合わせて54万円程度でございます。そして、300万円でテレビの露出のほうを予定してございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） お答えいたします。

31ページの報償費、家庭教育支援員の謝礼につきまして御質問をいただいております。この

事業につきましては、不登校であるとか、あるいは虐待を疑われる家庭等、そういった家庭があるのかわからないのかをまず教育委員会や学校や福祉課等々が持っている資料でもってまず調査、情報共有をしていきまして、そういう訪問して相談活動をしていく必要があるといった家庭に向けていく事業でございます。これにつきましては、相談員、支援員としまして3名から4名を予定しております。そして、そういった家庭への支援、それプラス不登校等で学校で学習できてない児童・生徒に対しての学習支援も行っていくということで、それに対する支援員の報酬をここで上げさせていただいております。今後半年間の事業になってまいります、その中で事業を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに。

質疑はございませんか。

9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） ちょっと1点だけお聞きします。歳入の11ページの中で、先ほど11番議員も質問の中だったんですけど、目4、節16の海岸漂着物の回収200万円に対して90%の補助、180万円県からの補助金がついております。そういった中で委託金、24ページの中で水産総務費の中の13委託料で200万円、今聞きますと流木除去、那智、弁天島、大勝浦等々言われましたが、これについて宇久井東港については対象になってないのでしょうか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

宇久井につきましては重点地域の範囲には入ってございません。そして、宇久井のほうにも漂着物というのは多数あることは存じてございます。そういった中で県のほうに対しても前年度から重点区域を広げていただくように要望をしておるところでございます。本年度も昨日でございますが要望のほうをまた出させていただいております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） ぜひともそういった重点項目の要望の中へ入れていただきたいと思えます。というのも、毎年7月に海水浴場が開く前に宇久井区民が総出になってあの東港を流木、また草等、ごみ等の除去をしております。それには宇久井の区の問題ですけども、欠席したら1,000円の罰金とか、いろんなことで区民に対して非常に年寄りにも非常にづらい日程の中で暑い中でやっているということもあります。また、常々東港へ漂着したものが地区の代表とかボランティア全員の人が毎週でも毎日でもそういった流木を固めて焼けるときになって焼いてるというような状況でありますので、ぜひともこういった補助金をいただけるような交渉を今後よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 当課といたしましても引き続き県のほうに要望をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 14ページなんですけども、その財産管理費の中のその使用料及び賃借料36万円の職員駐車場用地使用料、これについて、消防職員用の駐車場を借り上げるという説明なんですけども、この面積と、そして駐車台数は何台ほどいけるんか、そしてこれは6カ月分なのかどうかということですね、1カ月6万円ということなのかどうか。それとあと一点なんですけども、これは29ページです、工事請負費の中で1,110万円予算上がってるんですけども、この中で江川樋門整備工事ということで補正されているんですけども、ちょっと確認したいんですけども、その今当初で江川樋門は3,000万円の予算でやっておるわけなんですけども、現在もう工事発注してやっているといるんですけども、これを補正というのはどういう補正なのか、ちょっとその点確認させていただきたいと思います。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 今回、使用料及び賃借料で36万円の補正をさせていただいております。これにつきましては、消防職員の駐車場用地を確保するという目的でございます。面積のほうは980.88平米、2筆から成っておりますして980.88平米、借り受ける期間につきましては8月から3月までの8カ月分を計上しております。月額につきましては4万5,000円ということでございます。

それから、車両のとれる区画数なんですけど32区画ということでございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

ただいま議員から御指摘のとおり、当初で江川樋門につきましては補助事業で3,000万円計上させていただいております。今回お願いする部分は補助対象外ということで、大きな工事として2点あります。1点目は昨年度計上してました矢板につきまして構造物をするために矢板で水の仮締め切りを行ったところでございますが、あいにく業者が続行不可能というような状態に陥りまして、本来なら矢板の工事はリースで全てリース期間終われば返す予定になっておりますが、今回長期間使用したということで、矢板のリースが、矢板に少し曲がりが生じまして、それを返却できない部分が生じたので、それを買い取り部分が1点、もう一つは地元下里区から従来どおり川へおりの道をつくってもらいたいという地元要望がありまして、それに伴う車でおられる道路を追加する工事が今回生じてまいりましたので、その大きな2点でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） この駐車場用地の関係なんですけども、その面積が980平方メートル、それで駐車台数が約32台ということですよ、ほいで月額4万5,000円の費用が要ること

なんですけども、これまで消防職員はどこへ駐車していたのか、その点ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 今回、新病院の関係で道路を工事する関係がございます。そしてまた、その前面にあります町道拡幅のために庁舎前に置いておいた消防車両を現在の今まで職員の車をとめておりました駐車場のところへ上げることになります。そのために今度職員のほうの駐車場が別に必要になってくるということで、そこに職員用の駐車場用地を借り受ける予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） もう建設課のほうは結構ですので、済みません。

この借り上げ用地ですね、病院の建設用地、約800平方メートル、無償提供で貸与しますよね。本来、それがあれば、この約30台はそこへおさまるわけなんですね。そしたら、消防職員はこの役場の職員と同じように月額3,000円のその駐車料金払うわけですね、もらうんですよ、今度。それじゃ、その分が本来浮くわけなんですけども、この町で借りて、その36万円、これ使用料で町が借りたら、そんだけ町が持ち出すわけですよ。あそこの土地があったらそれは要らないわけなんです。それで、消防職員の月額の駐車料金がまた上乘せされて町へ入ってくると、この職員と同じようにですよ、そういう雑入で収入が出てくるわけなんです。ですから、本来この36万円というのは、町はそこの土地を貸したばかりに負担せんなんということになるんじゃないんですかね。わかります。本来あそこに高台につくった用地のうちの800平方メートルを収入がなしにただで貸すわけですね。そしたら、そこへ30台の駐車場を確保できたということなんです。それができないばかりに消防職員はこちらへ町が36万円、これ8カ月分ですか、借りて、余分に借りて駐車場を確保せんなんということになるんですよ。わかりますか。そういうことなんですけども、それについてどう思いますか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議員さんおっしゃる意味はよくわかります。当初重症の障害児者の関係の通所施設のことをおっしゃってるかと思うんですけども、そこの土地につきましては当初から職員駐車場、病院の職員の駐車場、それから余裕がありましたら消防の職員の駐車場にも確保したいというふうなことも考えてございましたが、そこの用地につきましては職員の駐車場をちょっと我慢してでもそういう施設に入ってもらおうということで考えております。今回の分につきましても、確かに議員さんおっしゃることもよくわかるんですけども、私もとしましては道路のほうの改修と道路拡幅のために別に設けるということでございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） 何点かちょっと、どこやったかな。小阪の鳥獣害のやっとならなう。

これ何栽培、この中で一体何栽培してるのか。ネット張るでしょう、図面見たら。費用対効果で見てどのようなものを栽培してあるのかというのと、ほんで土木でまず27ページのこの立木の伐採で500万円ですよね。この立木って雑木なんか植林なんか、まずそれ聞かせてもらえます。ほいで、これは要望なんですけど、28ページ、29ページ、この工事請負費のこの工事名の後ろに個々に金額、全体でこんだけの金額になってますよね。これ個々に金額入れてくれたらわかりやすいんですけどね、これは要望ですね、今後気をつけてしてもらいたいなど。

ほいで、教育費のこの中学校の解体ですね、これ焼却場、ダイオキシンのやつもう一遍ちょっとようように調べてくださいね。700万円って、つい配管ら小さいでしょう。余りにも金額が大き過ぎますよ。ほんまにそんなもん要るのか。調べたつい1社聞いたんかどんなんか知らんけど、ほんまにこんだけ要るもんか、普通に考えたらちょっと飛び上がりますね、これは。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

鳥獣害の防護柵のところでございますが、こちらは小阪地内の棚田百選にも選ばれている棚田の場所でございます。なので、作物としましては米が主体かと思われま。

以上です。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議員お尋ねの27ページ、大谷地区の残土処理場の工事請負費500万円の内訳でございます。先ほど説明させていただきましたとおり、今後埋め立てを予定しております谷部が約1万平方メートル、1ヘクタールあります。そこに立木といたしまして植林、雑木合わせて2万本ございます。さらには工食用道路として今井関から大谷まで工食用道路を昨年工事させていただきました。そのときに伐採した木がかなり道路上に残っておりまして、その整理とか、敷地内約6ヘクタールあるんですけども、それにも今までに処分した木がきちっと整理できておりませんでしたので、その部分を今回一番下流部がかなり仕上がってきましたので、そこに1ヘクタールの平場ができましたので、そこへ仮置き、整地を考慮しておりまして、それらを含めての500万円という計上でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） お答えいたします。

32ページの色川小中学校統合施設整備事業費の中の工事費の関係でございます。説明させていただきましたとおり、約1.1メートル四方、立方というんでしょうか、ぐらいの小さなコンクリート製の焼却釜でございます。そちらにつきまして解体の設計をしていく中できっちり事前にダイオキシンの濃度の検査等をしてからでないとなれば解体費が積算できないということもありました。そちらにつきましては8月にサンプルをとりまして、現在ダイオキシンの濃度をどの程度のものかを調査中でございます。本来であればこの濃度もはっきりきっちり出した上で解体の費用も積算しての予算計上をさせていただくべきなんですけど、ちょっと間に合いません

で、今回概算でその設計士さんのわかる中で同規模の焼却炉をダイオキシンの濃度が非常に高い最大限の値段を算定すると約700万円ぐらいの費用が要るであろうということで、今回その数字を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 土木のこの立木のやつですね、これほんならもう杉雑木というのは、もうこれはもう完全に処分ですか。もし雑木でバベとかというのがあれば、町内の炭焼きの人があ  
るじゃないですか。あの人らに切ってもろうたら、それだけただで済みますからね、その部  
分はですよ。杉檜がこれお金にならんもんなんか、もう処分したほうが、全然売れんようなも  
んなんですね、商品として。このようなときは立木で売れるようなものがあれば、ちょっとで  
も売ってもらえたら。炭木に使える雑木やったら、まずそういう計画があるんやったら、先、  
その組合の方に買っていただいたらいいですからね。現実は大浦浄苑の奥、あそこあの工事に  
入る前に炭焼きの組合の人に買っていただきましたからね。今後そういうところも気をつけて  
いただいたら。

ほいで、もう一つさっきの要望の工事名の後ろに金額個々に入れていただいたら。ほいで教  
育委員会なんですけど、700万円というのは、どういう積算したら同規模でダイオキシンの高  
いやつで、それぐらいと言うんやけど、これどう考えても井勘定もええとこやないかなとい  
うぐらい、現実大体想像できますからね、大きさも、今言うたでしょう。ほんで、これ執行に当  
たっては十分に気をつけて。解体の坪単価も中学校、小学校の解体のときやったですか、今度  
は中学校の解体ですよ、前、前回小学校の解体のとき予算の半額でほとんどできてますよ。

これ執行に当たっては十分に気つけてください。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

ただいま議員から御提案ありましたとおり、利用できるウバメガシ等につきましては、そう  
いった有効利用するように問い合わせさせていただきます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） お答えいたします。

焼却炉の関係につきまして、今後ダイオキシンの濃度等もわかってくるかと思えます。実際  
の設計に対しては、それによって金額が定まってくるものと考えております。十分気をつけて  
執行してまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 済みません、ちょっと聞き漏らしたんやと思うんですけど、26ページの  
観光振興費の中の町のPVインバウンド向けの編集、英語と中国語、フランス語はなし、その

辺済みません。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

現在考えているのは英語と中国語でございます。フランス語等はちょっと考えてございまして、おおむね英語でかなりの地域の方は聞けるのではないかなとは考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第78号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開、2時20分。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時10分 休憩

14時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第79号 平成28年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（中岩和子君） 日程第8、議案第79号平成28年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長関君。

○水道課長（関 正行君） 議案第79号平成28年度那智勝浦町簡易水道事業費特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明させていただきます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,890万5,000円にするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款5繰越金、項1繰越金、補正前の額2,604万円、補正額53万9,000円、計2,657万9,000円、歳入合計5億9,890万5,000円となるものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、補正前の額5,580万4,000円、補正額53万9,000円、計5,634万3,000円、歳出合計5億9,890万5,000円は歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括としまして、このページの歳入、次の5ページの歳出におきましてそれぞれ53万9,000円の増額をお願いし、歳入歳出同額の5億9,890万5,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

(款)5繰越金、(項)1繰越金、目1繰越金に53万9,000円の補正をお願いし、計2,657万9,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

(款)1総務費、(項)1総務管理費、目1一般管理費、節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては人事異動による補正をお願いするものでございます。

8ページ、9ページは給与費明細書となっております。給与費明細書につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(中岩和子君) 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中岩和子君) 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中岩和子君) 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中岩和子君) 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第79号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第80号 平成28年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（中岩和子君） 日程第9、議案第80号平成28年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 議案第80号について御説明申し上げます。

議案第80号平成28年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,097万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,798万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款4支払基金交付金から款8繰越金までの補正で補正前の額20億4,701万3,000円に補正額3,097万5,000円を増額し、計20億7,798万8,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費と款4諸支出金の補正で歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入計、5ページの歳出計、同額でございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、節区分1介護給付費交付金460万4,000円の増額につきましては、説明欄記載の過年度分の社会保険支払基金交付金でございます。平成27年度介護給付費交付金の精算に伴う追加交付でございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節区分2その他一般会計繰入金、補正額2,254万4,000円の増額につきましては、4月1日付の人事異動に伴う人件費と平成27年度介護給付費交付金精算に伴う国県社会保険診療報酬支払基金への返還金、第7期介護保険事業計画作成委託料に係る経費を一般会計から繰り入れるものでございます。

款 8 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、補正額 382 万 7,000 円は前年度繰越金でございます。  
7 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、補正額 1,221 万 3,000 円のうち節区分 2 給料から節区分 4 共済費までは人事異動に伴う人件費の増額でございます。節区分 13 委託料 160 万円の増額につきましては、第 7 期介護保険事業計画作成委託料でございます。団塊の世代が 75 歳を迎える 2025 年に向けて介護保険制度の転換が予想され、単年度での調査、分析が難しいため、今回補正予算を計上させていただきました。第 7 期介護保険事業計画は平成 30 年から 32 年度における事業計画であり、平成 28 年度中に基礎調査、平成 29 年度に計画策定の予定でございます。節区分 25 積立金につきましては、前年度実績確定に伴うものでございます。

8 ページをお願いいたします。

款 4 諸支出金、項 2 諸費、目 1 国県支出金返納金、補正額 1,857 万 6,000 円、目 2 支払基金交付金返納金、補正額 18 万 6,000 円、計 1,876 万 2,000 円のそれぞれ節区分 23 償還金、利子及び割引料につきましては、平成 27 年度の各負担金の交付額確定による返還金でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

10 番津本君。

○10 番（津本・光君） 歳入のところで 6 ページなんですけど、一般会計繰入金、節その他一般会計繰入金とこうあって 2,254 万 4,000 円ということあるんですけど、先ほどの内訳を聞いてはぱっとメモしててもとれないんですよ。だから、できたらこういう大きな金額の場合は、先ほどの質問でもありましたけどもできるだけ細かくこの職員手当等のところには書かれてるように、ちょっと内訳を書いてもらえたら理解をしやすいんですけど、ぜひよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） お答えいたします。

ただいま御質問ございました一般会計繰入金についての明細でございます。こちらにつきましては、基本的に今回人件費の関係、それから各それぞれ介護給付費等の精算に係る部分でございます。その費用に対しましての繰入金、最終的には調整額になろうかというふうに考えてございますが、その部分につきましてはの今回繰入金としてお願いするものでございます。ちょっと明細につきましては、ただいま算出いたしておりません。追って報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10 番津本君。

○10 番（津本・光君） 済みません、どうも。そしたら、大体入ってくるときはまとめて入ってくるんですか、これ、そこらがちょっとわからないもので、例えばその項目別によっていろいろ入ってくるのか、それともまとめてぼんと入ってくるのか、そこらのところが僕もちょっと

まだわかりませんので、教えてほしいんですが。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 繰入金につきましては、まず一般会計から持ってくる費用でございます。それにつきましては、当然今回この介護保険事業費特別会計で補うべきものと、それから当然一般会計から町として支払うべきものというふうな区分がなされております。当然人件費等につきましては介護保険の部分におきまして一般会計から持ってくるお金というふうなものでございまして、今回人事異動等によりまして、その人件費等の不足分を今回一般会計から持ってくる形となります。あとほかの部分につきましては、当然町としての持ち分がございまして、一般給付ですと12.5%なり、その辺の給付は給付額が確定しないと出ない形になってございます。その辺で確定数字が出ましたので、今回その不足分を補う形で一般会計から持ってきたものでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第80号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第81号 平成28年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計予算

○議長（中岩和子君） 日程第10、議案第81号平成28年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 議案第81号について御説明申し上げます。

議案第81号平成28年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計予算。

平成28年度那智勝浦町の勝浦卸売市場事業費特別会計予算の総額は歳入歳出それぞれ

1,050万円と定めるものでございます。本事業につきましては、市場施設が本町に譲渡されることに伴い、その歳入歳出予算を計上するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算でございます。

歳入は、款1 使用料及び手数料で1,050万円でございます。

次のページ、歳出につきましても歳入と同額の1,050万円でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入、5ページの歳出、それぞれ1,050万円をお願いするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 使用料、節1 市場使用料の1,050万円につきましては、10月以降の水揚げ高を35億円と見込み、0.3%の手数料を計上してございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1 総務費、項1 施設管理費、目1 一般管理費の1,050万円につきましては、施設の維持修繕料を300万円と見込み、残りの750万円につきまして基金に積み立てるものでございます。

以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第81号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第82号 平成28年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（中岩和子君） 日程第11、議案第82号平成28年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長関君。

○水道課長（関 正行君） 議案第82号平成28年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明させていただきます。

第1条、平成28年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条、平成28年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款水道事業費用、既決予定額4億5,337万9,000円に補正予定額246万6,000円を追加し、計4億5,584万5,000円とするものでございます。

第1項営業費用、既決予定額3億8,893万1,000円に補正予定額246万6,000円を追加し、計3億9,139万7,000円とするものでございます。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

支出でございます。

(1)職員給与費、既決予定額5,899万4,000円に補正予定額246万6,000円を追加し、計6,146万円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

予算に関する説明書でございます。

収益的収入及び支出。

支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費、既決予定額3,377万9,000円に補正予定額153万9,000円を追加し、計3,531万8,000円とするものでございます。

目3総係費、既決予定額6,806万3,000円に補正予定額92万7,000円を追加し、計6,899万円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出。

支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費の節1給料から5法定福利費及び目3総係費の節1給料から節5法定福利費におきましては人事異動に伴う補正でございます。

4ページ、5ページにつきましては補正予算給与費明細書となっております。記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第82号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第83号 平成28年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（中岩和子君） 日程第12、議案第83号平成28年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長喜田君。

○病院事務長（喜田 直君） 議案第83号平成28年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、平成28年度那智勝浦町立温泉病院事業会計の補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第2条、平成28年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入が資本的支出に対し不足する額を5,117万3,000円に改める。）

収入でございます。

第1款資本的収入、既決予定額18億7,061万4,000円に補正予定額1,640万円を増額し、計18億8,701万4,000円とするものです。

第1項企業債、既決予定額7億9,100万円に補正予定額1,640万円を増額し、計8億740万円とするものです。

支出でございます。

第1款資本的支出、既決予定額19億2,171万7,000円に補正予定額1,647万円を増額し、計19億3,818万7,000円とするものです。

第1項建設改良費、既決予定額19億349万1,000円に補正予定額1,647万円を増額し、計19億1,996万1,000円とするものです。

第3条、予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的、医療機器整備事業の限度額1,180万円を2,820万円に改めるものであります。

2ページは予算に関する説明、実施計画となっております。

内容につきましては前ページの説明と重複をいたしますので、説明は省略をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

資本的収入及び支出の収入でございます。

款1資本的収入、項1企業債、目1企業債、既決予定額7億9,100万円に補正予定額1,640万円を増額し、8億740万円とするものでございます。これにつきましては、医療機器整備事業における起債対象事業費の増額によるものでございます。

次に、支出でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目1建設改良費、既決予定額5,000万円に補正予定額1,647万円を増額し6,647万円とするものでございます。節2備品費の内容につきましては、透析患者監視装置8台分の更新によるものでございます。既存の透析患者監視装置は18台、そのうち1台は個人用の供給装置でございますが、この透析患者監視装置につきましてはおおむね8年から9年で更新をする必要がございます、平成26年まで随時更新を行ってまいりました。既存装置18台のうち更新時期が到来している装置8台を今年度において更新し、既存装置と合わせて17台、そのうち1台は個人装置ですが、を新病院へ移設する予定のものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第83号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議案第84号 教育委員会委員の任命について

○議長（中岩和子君） 日程第13、議案第84号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第84号教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

〔議案第84号朗読〕

記といたしまして、住所、那智勝浦町大字下里587番地3。氏名、江崎隆司。生年月日、昭和20年5月6日。江崎隆司氏につきましては、平成20年10月1日から教育委員会委員として務めていただいております。現在の任期につきましては平成28年9月30日までとなっておりますが、引き続き教育委員会委員として任命をいたしたくお願いをするものでございます。御同意いただきましたら委員任期は平成28年10月1日から平成32年9月30日までの任期となります。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第84号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第85号 教育委員会委員の任命について

○議長（中岩和子君） 日程第14、議案第85号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議案第85号教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

〔議案第85号朗読〕

記といたしまして、住所、那智勝浦町大字高津気287番地4。氏名、山口史朗。生年月日、昭和26年4月2日でございます。山口史朗氏につきましては、平成24年4月1日から教育委員会委員として務めていただいております。現在の任期につきましては平成28年9月30日までとなっておりますが、引き続き教育委員会委員として任命をいたしたくお願いをするものでございます。御同意をいただきましたならば、任期は平成28年10月1日から平成32年9月30日までの任期となります。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第85号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時50分 散会